## 非公開情報の国内グループ会社間での共有について

フィデリティ証券株式会社

弊社では、お客様に関する非公開情報(お客様の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向等、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という)第 1 条第 4 項第 12 号に定める「非公開情報」。以下、「非公開情報」という)を、弊社の国内グループ会社との間で授受し、共有させて頂くにあたっては、原則としてお客様より同意を頂く(オプトイン)こととしております。一方、弊社機関投資家営業部が所管する法人のお客様(以下「法人のお客様」という)におかれましては、当該同意を頂くことに替えて、予め弊社より非公開情報を弊社国内グループ会社と共有する旨の通知を受け、共有を望まれない場合に弊社国内グループ会社への非公開情報の提供の停止をお求めになる(オプトアウト)方法を希望される場合は、業府令第 153 条第 2 項に従い、次の通りご通知申し上げます。

1. 弊社国内グループ会社との間で授受を行う非公開情報の範囲

弊社が現在までに取得した法人のお客様に関する非公開情報および将来において取得する 法人のお客様に関する非公開情報とします。但し、法人のお客様との間で個別に守秘義務契 約を締結している場合には、当該契約の趣旨・条件に従うものとします。

2. 非公開情報の授受を行う弊社国内グループ会社の範囲

金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項にいう「親法人等」であり、フィデリティ投信株式会社およびフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社を指します。

3. 非公開情報の授受の方法

弊社国内グループ会社との非公開情報の授受または共有は、口頭、書面、E メール、データベース/システムへのアクセス権の付与またはその他の方法によります。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

非公開情報の提供先である弊社国内グループ会社においては、アクセス制限を設けること その他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情 報の管理に関して必要な措置を講じるものとします。

## 5. 提供先における非公開情報の利用目的

非公開情報の提供先である弊社国内グループ会社では、下記の目的で非公開情報を利用することがあります。

- A. お客様のニーズにあった金融商品やサービス等に関するご提案やご案内のため
- B. 金融商品やサービス等に関するご提案に際しての適切性の判断のため
- C. お客様への金融商品やサービス等のご提供を適切かつ円滑に履行するため
- D. 弊社国内グループ会社における統合的な経営管理業務等の適切な遂行のため
- 6. 弊社国内グループ会社との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

法人のお客様が、弊社国内グループ会社との間での非公開情報の授受の停止を求めた場合、その時点以降に弊社が取得した非公開情報については、弊社は新たに弊社国内グループ会社に対して提供をいたしません。ただし、その時点で弊社国内グループ会社が受領済みの法人のお客様に関する非公開情報については、情報提供先である弊社国内グループ会社は、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を前記 5.に掲げる利用目的の範囲で利用することがあります。弊社および弊社国内グループ会社の間で共有可能な非公開情報以外の非公開情報(以下、「非共有情報」といいます。)に関しては、ファイアーウォール規制上非共有情報の受領が可能な者を除き、弊社の業務遂行上の利用に限定されるものとします。

## 7. ご相談/ご連絡窓口

法人のお客様に関する非公開情報を弊社国内グループ会社との間で授受し、共有させて頂くことにご同意いただけない場合は、お申出により弊社国内グループ会社への情報の提供を停止いたしますので、下記までご相談、ご連絡ください。

〒106-0032 港区六本木7丁目7番7号 フィデリティ証券株式会社 機関投資家営業部 電話番号:03-4560-5140